

## 船橋市東部公民館におけるWEB会議サービス運用ポリシー

### 1. 目的

船橋市東部公民館においてオンラインで事業を実施する際の、WEB会議サービスの利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 用語の定義

- ①事業 船橋市東部公民館で実施している学級講座・集会活動などの各種イベント
- ②WEB会議サービス クラウド型ビデオ会議サービス
- ③利用者 事業におけるWEB会議サービスを利用するすべての者
- ④参加者 利用者のうち、事業に参加する者
- ⑤インターネット回線 利用者が電気通信事業法にて定める電気通信事業者から提供を受けるインターネットプロトコルによる、電気通信サービス

### 3. 事業の開催

事業の実施内容や参加規約については、船橋市東部公民館長（基幹公民館長）が確認し、船橋市東部公民館がWEB会議サービスを運用する。

### 4. 必要な環境

- ①利用者は、WEB会議サービスの利用で必要となるインターネット回線、インターネット回線に接続できる端末（パーソナルコンピュータ、スマートフォン、タブレット等）及び同端末で利用するWEBカメラ、マイク、スピーカー等の準備を行う。また、利用に係る費用は利用者の負担とする。
- ②利用者は、利用する端末（OS）に応じて必要なWEB会議サービスのソフトウェアをあらかじめインストールする。
- ③参加にあたっては、参加者が準備したインターネット回線及び環境に不具合があった場合、当該事業に参加できないことをあらかじめ承諾するものとする。
- ④利用者は、利用する端末のOSを最新のヴァージョンを維持し、必要に応じてウィルス対策ソフトも最新化を図るものとする。

### 5. アドレス等の管理

- ①利用者は、WEB会議サービスの提供者が定める規約等を遵守し、WEB会議サービスの利用に係るアドレス及びミーティング番号、パスワード（以下「アドレス等」という。）を、事業に参加しない第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならない。
- ②アドレス等の管理不十分、利用上の過誤、及び第三者の不正利用等による損害の責任は、その一切を利用者が負うものとする。
- ③利用者がアドレス等を紛失し、又は盗まれたとき、及びそれが原因で第三者にWEB会議サービスの不正利用、又はWEB会議サービス用システムへ不正アクセスされていることを知ったときには、直ちに船橋市東部公民館にその旨を連絡するとともに、船橋

市東部公民館から指示ある場合は、これに従うものとする。

## 6. 禁止事項

利用者は、次に規定する事項を行ってはならない。これらに違反した場合、船橋市東部公民館は、利用者を事業から強制退去としたり、以後の参加を断ることがある。

なお、利用者の違反行為による損害の責任は、その一切を利用者が負うものとする。

- ①有害なコンピュータプログラム等を、送信または書き込む行為
- ②第三者の著作権、肖像権、その他の知的財産権を侵害する行為
- ③第三者を差別、誹謗中傷、脅迫し、又は名誉を傷つけるような行為
- ④事業の映像、写真、音声をSNSなどに投稿する行為
- ⑤第三者の財産、又はプライバシーを侵害する行為
- ⑥事実と反する情報、または意味のない情報を書き込む行為
- ⑦公序良俗に反する内容の情報、文章及び図形等を、他人に公開する行為
- ⑧WEB会議サービスの利用に不要な個人情報を他人に公開する行為
- ⑨その他法令に違反する行為
- ⑩WEB会議サービスの提供者が定める規約等に違反する行為

## 7. 免責事項

- ①船橋市東部公民館は、事業におけるWEB会議サービスの利用に関して、利用者が被った損害又は損失等について、一切の責任を負わない。
- ②船橋市東部公民館は、利用者が事業におけるWEB会議サービスの利用によって、他の利用者又は第三者に対して損害を与えた場合、その一切の責任を負わない。

## 8. 個人情報の取扱い

船橋市東部公民館は、事業におけるWEB会議サービスの運用に係る個人情報について、船橋市個人情報保護条例（平成17年条例第6号）に基づき、適正な取り扱いに努める。

## 9. その他

このポリシーに定めるもののほか、事業におけるWEB会議サービスの利用に関し必要な事項は、チラシや案内メール等で周知するものとする。